規 約

第一章 総 則

(名 称)

第一条 本クラブは、春日部硬式テニスクラブと称する。

(組 織)

第二条 本クラブは、原則として春日部市在住、勤務、在学者一般会員及びジュニア会員 (以後、「クラブ員」)をもって組織する。但し、ジュニア会員は、本クラブの一般 会員の子弟を優先し、小学校2年生以上、中学生までとする。

上記正会員の外に特別会員を認める。特別会員は、役員会で推薦、協議、決定し、 それを総会で事後報告する。

第二章 目的及び活動

(目 的)

第三条 本クラブは、テニスを通じてクラブ員相互の技術向上と親睦を図り、併せて健康増進 に努めることを以って目的とする。

(活動)

第四条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- 1. 技術向上の奨励に関すること。
- 2. 青少年の技術指導に関すること。
- 3. クラブ員相互の親睦に関すること。
- 4. 他の団体との交流による技術向上と親睦に関すること。
- 5. クラブ員の慶弔に関すること。
- 6. その他、本クラブの目的を達成するために必要なこと。

第三章 役員

(役 員)

第五条 本クラブに、クラブ員の互選により、次の役員をおく。

- 1. 会長 1名
- 2. 副会長 1名(広報も担当)
- 3. 総務 2名 (男女各1名)
- 4. 会計 2名
- 5. 監査 1名
- 6. 技術 若干名
- 7. コート担当 1名
- 8. その他 スクール、グループごとに担当者若干名

(役員の任期)

- 第六条 1.役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2. 任期途中で互選された役員の任期は、前任者の任期の残在期間とする。

(役員の任務)

- 第七条 1. 会長は、本クラブを代表し、本クラブの活動を総括する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐する。
 - 3. 総務は、本クラブの活動と運営を円滑にする。
 - 4. 会計は、本クラブの経理を担当する。
 - 5. 監査は、会計を監査する。
 - 6. 技術は、本クラブの技術指導を担当する。
 - 7. コート担当は、コート予約を統括する。
 - 8. 広報は、本クラブの活動と運営についての広報を担当する。
 - 9. その他の担当者は、担当のグループの活動を円満にする。

(役員及びコーチ手当)

第八条 役員及びコーチ手当ては、次の額とする。

1. 会長	月額	4,000円
2. 副会長	月額	3,000円
3. 総務(男子)	月額	2,000円
(女子)	月額	2,000円
4. 会計 (正)	月額	6,000円
(副)	月額	5,000円
5. コート担当	月額	8,000円
6. コーチ 1) 平日担当コーチ	月額	4,000円
2) 日曜担当コーチ	月額	3,000円

7. その他役員(監査、フリー、火曜、水曜、金曜、ジュニア、火・水曜午後、女子連)及びこれに準ずる会員に年度末に謝礼する(3,000円を限度)。

また、コート担当を補佐する者を若干名おく。

第四章 会 議

(会議の種類)

第九条 会議は、年度当初に実施する定期総会及び必要に応じて実施する臨時総会及び役員会 とし、会長が召集する。

(会議の議決事項)

- 第十条 定期総会及び臨時総会は、クラブ員を以って構成し、次の事項の審議を行い、付議 するものとする。
 - 1. 規約の変更
 - 2. 予算の審議、決算の認定
 - 3. 活動計画及び活動報告の承認
 - 4. 役員の推薦
 - 5. その他の重要と認める事項

尚、定期総会後に、規約規定にない、あるいは、規約変更を要するような事項・事態が発生した場合、四役会(会長、副会長、総務、会計)で立案し、全体役員会に掛け その同意を得て、次の総会まで一時的に運用できる。最終的には次の定期総会に諮る。 (議 決)

第十一条 会議の議決は、出席者の過半数を以って可決し、可否同数の場合は、会長がこれを 採決する。

第五章 会費及び会計

(経費)

第十二条 本クラブの経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第十三条 本クラブの会費は、クラブ員1名につき、次の通りとする。

1. 入会金 3, 000円

但し、ジュニア会員が中学卒業後も続けてクラブに在籍する場合、 入会金は徴収せず、一般会員へ編入する。

- 2. 会費 月額1,000円とし、前納するものとする。
- 3. 維持管理費 1) 大沼、立沼両コートを金、土、日、祝日に使用(親睦会等を除く) するクラブ員は、プレーフィー100円をその都度支払うものとする。
 - 2) 火曜、水曜スクール生は、プレーフィー100円をその都度 支払うものとする。
 - 3) 火曜、水曜の午後、フリー会員、スクール後のコーチ及び当日のスクール生でないスクール生がプレーする場合、プレーフィー100円をその都度支払う。
 - 4) スクール(入会)体験は無料とする(但し、1回のみ)。
 - 5) ビジターからは、1日600円のプレーフィーを徴収する。
 - 6) ジュニア会員の内、技術が上達し、コーチより一般・日曜スクール参加を認められた者は、ジュニア会員資格のまま、 一般スクールを受けることができる。その場合、スクールを 受けた日は、100円を支払う。
 - 7) 本クラブの使用コート確保のため、クラブ員全員が、指定された施設・コート・時間に従って、毎月1日~10日の間に (原則)、予約申込を行う。

又、毎月11日~14日を、コート担当者の予約申込状況の チェック及び調整日とする。

但し、大会予備日のコート取得に関しては、従来通りの方式にて行われるため(窓口での先着順受付)、例外事項とし、コート申込手数料として1回・一人1,000円を支給し、最大8名を以って行う。

4. ジュニア会費 1) 入会時の入会金2,000円。会費月額500円とする。

(納 入)

- 第十四条 1) 前条に定める1、2、4、については、本クラブが指定する銀行口座に納入するものとする
 - 2) 会費は、3ヶ月分を4月、7月、10月、1月期に前納するものとする。 尚、休・退部に際し、納入済み会費に残金がある場合、これを返金しないもの とする。

(会計年度)

第十五条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月末を以って終わるのを 原則とする。

第六章 慶 弔

(慶 弔)

- 第十六条 本クラブの目的を達成するため、クラブ員の慶弔に際し、会長、副会長の同意の下、 見舞金・謝礼を贈る。
 - 1. クラブ員死亡の場合、花輪一基、もしくは香典10,000円。
 - 2. クラブ員の住居が水・火災等により相当の被害を受けた場合、見舞金10,0 00円。
 - 3. クラブの発展、運営・維持への多大な貢献に感謝の意を表すことができる。
 - 4. その他、本条を適用するに際して疑義が生じた場合は、役員会で決定するものとする。

第七章 雑 則

(除籍)

第十七条 会計からの連絡にもかかわらず、会費を6ヶ月以上滞納し、何ら連絡がない場合は、 原則としてクラブ員を除籍するものとする。但し、未納月から休・退会届提出月 までの在籍期間の会費は納入するものとする。

(休 部)

- 第十八条 本クラブの休部は、6ヶ月以上活動しない場合とする。但し、休部届けの提出日を 以って基準日とする。
 - 1. 休部期間は3年以内とし、3年を超えた時は除籍するものとする。
 - 2. 休部期間の会費は、不要とする(休部期間中は、春日部硬式クラブ員としては 対外試合に参加できないものとする)。

本規約は、昭和52年6月1日に制定し、同日施行する。

平成25年4月14日改定施行する。(定期総会で議決)

*変更内容については、総会議事録参照。また、総会議事録は3年間保管するものとする。

第十三条の本クラブの入会金・会費の納入指定銀行先(会費は銀行振り込みにより 3ヶ月以上の単位で前納する。)

振込先:

銀行名	埼玉りそな銀行 春日部西口支店
口座番号	普通預金 42244
振込先	カスカベコウシキテニスクラブ

追記

- *入会の際には、クラブのホームページに記載の規約と、入会申込書に記載の入会 手続きを確認の上、入会金・会費を納入し、その振込書を申込書に添付し役員に 提出ください。
- *退部、休部、復部の際には、必ず「書面」を以って役員に提出ください。
- *各種のお知らせがありますので、大沼・立沼コート及びクラブホームページにて 確認ください。
- *木曜クラブ (構成メンバーの大部分が当クラブ員) のコート確保に関し、同クラブの I Dカードを共有しているため、当クラブが協力して行う。